

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ふじみ野市は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税関係事務においては、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正使用、情報漏えい等の対策として、契約において、個人情報の保護に関する法律及び情報セキュリティポリシーに基づき、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守させ、かつ、受託者から「個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守確認表」を提出させ、個人情報の保護を積極的に進めている。

評価実施機関名

埼玉県ふじみ野市長

公表日

令和8年2月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税関係事務
②事務の概要	地方税法等の規定により、個人住民税の課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書の出力
③システムの名称	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 課税資料イメージ管理サービス 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税課税台帳ファイル 申告受付情報ファイル 地方税電子申告情報ファイル 国税連携情報ファイル 年金特徴情報ファイル 課税原票イメージファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項、別表第24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表48の項 (情報提供) 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表における 情報提供者欄が市町村長かつ特定個人情報欄に地方税関係情報が含まれるもの
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 契約・法務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 税務課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月5日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月5日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<p>基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる</p>

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報連携を使用する際や住登外宛名のマイナンバー紐づけ作業を実施する際は、複数人で確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合は4情報又は3情報による住基ネット照会を行っている。
9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人事異動の時期に住民税関連システムの利用権限を更新しており、税務課職員以外はシステムを使用できないよう制限している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月1日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	税務課長 吉野 正浩	税務課長	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	しきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年12月1日時点	平成30年12月12日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年12月1日時点	平成30年12月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年12月12日時点	令和2年1月24日時点	事後	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和2年2月14日	しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年12月1日時点	令和2年1月24日時点	事後	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和2年2月14日	IVリスク対策-8. 監査	未入力	内部監査	事後	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和2年2月14日	表紙-公表日	2019/2/1	2020/2/14	事後	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和3年2月15日	しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年1月24日時点	令和3年2月19日時点	事前	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和3年2月15日	しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年1月24日時点	令和3年2月19日時点	事前	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和3年2月15日	表紙-公表日	2020/2/14	2021/2/19	事前	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和4年1月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条7号、別表第二の27 番号法別表第二の主務省令で定める命令(内閣府令第7号、総務省令第75号)第20条 (情報提供) 番号法第19条7号、別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,15,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,14,115,116,117,120の項 番号法別表第二の主務省令で定める命令(内閣府令第7号、総務省令第75号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条	(情報照会) 番号法第19条8号、別表第二の27 番号法別表第二の主務省令で定める命令(内閣府令第7号、総務省令第75号)第20条 (情報提供) 番号法第19条8号、別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の項 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,15,116,117,120,121の項 番号法別表第二の主務省令で定める命令(内閣府令第7号、総務省令第75号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条	事後	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和4年12月13日	しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年2月19日時点	令和4年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和4年12月13日	しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年2月19日時点	令和4年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和4年12月13日	表紙-公表日	2021/2/19	2023/2/10	事後	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和6年3月22日	表紙-特記事項、公表日	個人情報保護条例、令和5年2月10日	個人情報の保護に関する法律、令和6年3月22日	事後	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和7年3月25日	3. 番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める命令(内閣府令第5号、総務省令第5号)第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第24の項	事後	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和7年3月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条8号、別表第二の27 番号法別表第二の主務省令で定める命令(内閣府令第7号、総務省令第75号)第20条 (情報提供) 番号法第19条8号、別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の項 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項 番号法別表第二の主務省令で定める命令(内閣府令第7号、総務省令第75号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条	(情報照会) 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表48の項 (情報提供) 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供者欄が市町村長かつ特定個人情報欄に地方税関係情報が含まれるもの	事後	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和7年3月25日	しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年3月22日時点	令和7年3月25日時点	事後	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和7年3月25日	しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年3月22日時点	令和7年3月25日時点	事後	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和7年3月25日	IVリスク対策-8. 人手を介在させる作業	なし	十分である <判断の根拠> 情報連携を使用する際や住登外宛名のマイナンバー紐づけ作業を実施する際は、複数人が確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合は4情報又は3情報による住基ネット照会を行っている。	事後	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和7年3月25日	IVリスク対策-11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	十分である <判断の根拠> 人事異動の時期に住民税関連システムの利用権限を更新しており、税務課職員以外はシステムを使用できないよう制限している。	事後	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和7年3月25日	表紙-公表日	2024/3/22	2025/3/25	事後	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和8年2月5日	表紙-公表日	2025/3/25	2026/2/5	事後	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和8年2月5日	しきい値判断項目 1. 対象人数	令和7年3月25日時点	令和8年2月5日時点	事後	特定個人情報保護評価の見直しを実施
令和8年2月5日	しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和7年3月25日時点	令和8年2月5日時点	事後	特定個人情報保護評価の見直しを実施